

令和 2 年 (2020 年) 6 月 1 日

県立学校長 様

県教育委員会事務局高校教育課長
県教育委員会事務局特別支援教育課長
県教育委員会事務局保健体育課長
(公 印 省 略)

各教科等の学習および学校行事、部活動における留意事項について

令和 2 年 5 月 25 日付け事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ について』で、文部科学省から「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が示されました。滋賀県では、地域における感染症拡大状況を踏まえ、6 月 1 日以降「地域の感染レベル 1」に相当する地域に該当すると判断しています。

今後、感染レベルについては 1 週間ごとに見直し、県のホームページに掲載します。また、感染レベルに変更がある場合は、メールで通知します。

つきましては、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ について』に則り教育活動を実施いただくとともに、特に下記の事項に御留意願います。

記

□ 各教科等の学習について

<各教科等における「感染リスクが高い学習活動」>

地域の感染レベル 1 の場合、次のような活動も十分な感染症対策を行うことで実施できることとします。

- ・各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」

<体育の授業について>

- ・令和 2 年 5 月 21 日付け滋教委保第 298 号で通知した別紙 1 を改訂しました。別紙 1『学校再開後の体育の授業に関する留意事項 (6/1～当面の間) 6 月 1 日改訂版』に基づき実施してください。

□ 学校行事等の取り扱いについて

- ・集団感染リスクへの対応を徹底したうえで実施できることとします。
- ・文化祭等の開催については、『「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 6 月 1 日以降の対応について』(【別紙】「イベント開催自粛の段階的緩和の目安」参照) に示されたイベントの開催基準等を参考に適切に対応願います。たとえば、ステップ③においても、行事の会場では、児童生徒の間隔を十分とるなど、感染症対策を徹底してください。

□ 部活動について

- ・令和 2 年 5 月 20 日付け滋教委保第 295 号で通知した別紙 2 を改訂しました。別紙 2『学校再開後の部活動について (6/1～当面の間) 6 月 1 日改訂版』に基づき実施してください。

□ その他

- ・できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせないでください。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせてください。
- ・今後感染者数が再び増加する事態も想定されることから、各学校でオンライン授業に係る研究・研修を進めておいていただくよう願います。

※ 上記のことは、現時点での判断であり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や国の対応の変化によっては、内容を見直すことがあります。